



Vol.6

2010年3月23日

日本災害復興学会

News letter

総務委員会を新設 総会で2010年度事業計画など承認

学会は1月10日、関西学院大学で理事会、総会を開催し、2010年度予算案・事業計画案、2008年度決算、人事案件など5議案を可決し、報告4件を承認して閉会した。

役員人事は、福崎博孝理事、広原盛明監事の退任に伴うもので、山口一史氏が理事に、鈴木敏正氏が監事に就任した。任期は一年。また、学会運営に当たる総務委員会が新設され、委員長（総務理事）に事務局理事だった山中茂樹氏が選任された。

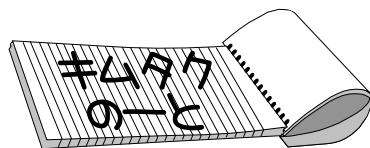
2010年度予算案では、初めて「突発災害活動費」として20万円が計上された。10年度は、復興支援委員会の作成した「生活再建の手引き」の増し刷りに当てられる。これまで学会事務局を引き受けていた関西学院大学災害復興制度研究所の学会担当職員が減員になることから民間委託の

ための経費が計上されたが、その後、研究所職員の増員に伴い引き続き学会の会務を担えることになったため、委託費は凍結、今後、組

み替えを行うことになる。

このほか、2009年度から東京と関西で原則月一回のペースで開かれている「復興とは何かを考える

委員会」は10年度も引き続き開催され、10月16、17両日に神戸大学で開かれる学会大会で成果を発表することになった。



あれから20年

木村拓郎

今年は雲仙・普賢岳の最初の噴火から20年になります。この災害は時代が平成になって初めての大災害です。私は雲仙の災害まで主に大都市の震災対策に20年間かかわっていました。そんなことから実は噴火災害は興味の対象外でした。しかし、被災地となった長崎県島原市を訪ねて見て、ビックリ。なんと1万人以上の住民が避難を強いられ、しかも被害は時間とともに拡大、災害がいつ終

息するのかわからないというのです。そこで被災者救済のために数々の前例のない支援策が生み出され、結果的にこれらの生活復興の支援策はその後の災害対応に大きな影響をもたらしました。例を挙げると、まず復興基金です。これはこの災害で初めて制度ができ、その後、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震でも制度化されました。それと地盤の盛土復興は北海道南西沖地震で被災した奥尻島

が同様の手法を採用、神戸市は島原市が策定した復興計画の考え方を参考にしました。また、今日、被災者支援の大きな柱になっている「被災者生活再建支援法」は、このときすでに弁護士会からその必要性が提唱されていました。

このように雲仙の災害は噴火災害でしたが、そこで実施された各種の対策は、今日の被災者救済の原点になっています。つまり、かつての私がそうでしたが、噴火災害だからといって軽視せず、このような災害の中にも多くの研究テーマがあります。ぜひ一人でも多くの方に噴火災害に関心を持って貰えればと思います。

(社会安全研究所)

10月に神戸で大会

予算も原案通り可決

学会総会は2010年度の事業計画案、予算案などを理事会提案の原案通り承認した。

10年度事業は今年10月16、17の両日、神戸市の神戸大学で学会大会を開催し、1年間の研究成果を討議するのをはじめ、新たに大会・企画委員会が復興支援委員会とタイアップして被災地現地研修会を実施することが決まった。

これは災害後一定時間が経過し、混乱が一段落したような地域を選んで訪問し、地域の復興への課題や取り組みを学ぼうというもの。

復興支援委員会は宮城県栗原市などの復興支援を引

き続き行うほか、好評なパンフレット「被災したときに」を災害が起こった時には配布することや、生活再建制度の研究会の開催も検討していくことになった。

また復興とは何かを考える委員会は、09年度に引き続き委員会で議論を深め、10月の学会大会で最終報告を行う予定。

こうした事業を含めて10年度予算案として当期支出合計278万2250円、予備費を合わせた支出合計413万7541円を承認した。

なお、総会で承認された08年度決算報告、09年度長岡大会最終決算書は別表の通り。

日本災害復興学会総務委員会 (2010年1月10日)

総務理事 (委員長)	山中 茂樹	関西学院大学
副委員長	木村 拓郎	社会安全研究所
委員 (法務・規約担当)	荏原 明則	関西学院大学
委員 (法務・規約担当)	津久井 進	弁護士
委員 (会計・HP担当)	宮下 加奈	防災士研修センター
委員 (庶務担当)	斉藤 健一郎	損保協会
委員 (広報・文書担当)	所澤 新一郎	共同通信
委員 (庶務担当)	青田 良介	ひょうご・まち・くらし研究所
委員 (渉外担当)	栗田 暢之	レスキューストックヤード

2009年度長岡大会最終決算書 (2009年12月10日)

収支決算	
収入総額	482,180
支出総額	490,025
差引残高	-7,845
仮払金	500,000
差引返納額	492,155

科目	金額 (単位:円)	備考
I 収入の部		
講演論文集売り上げ	3,000 × 126	378,000
講演論文集広告代		100,000
雑収入		4,180 寄付
収入合計		482,180
II 支出の部		
印刷製本費	講演論文集印刷代	352,800
旅費交通費	事務局交通費	33,400
雑給	アルバイト代	20,000
通信費	宅急便代	3,150
雑費	お弁当代、振込手数料	80,675
支出合計		490,025

2008年度決算報告 (自2008年4月1日至2009年3月31日)

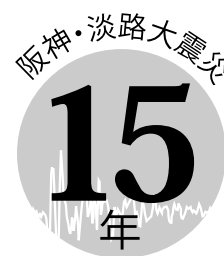
科目	金額 (単位:円)	
I 収入の部		
1. 会費収入		
入会金	3,000 × 63	189,000
年会費	正会員 7,000 × 232	1,624,000
	学生会員 3,000 × 12	36,000
	購読会員 6,000 × 4	24,000
	賛助会員 50,000 × 5	250,000
		1,934,000
2. 事業収入		
学会事業収入 (予稿集売上)	3,000 × 144	432,000
懇親会費	5,000 × 85	425,000
普通預金利息		259
普通預金利息		436
3. 雑収入		
受取利息		1,390
年会費誤入金		7,000
当期収入合計		2,989,085
前期繰越金		536,311
収入合計		3,525,396
II 支出の部		
1. 事業費		
日本災害復興学会 2008年度学会大会		
会場費		167,200
印刷製本費		339,937
会議会合費		380,527
講師謝礼金		105,000
雑給 (アルバイト代)		37,600
通信費		9,350
看板作成費		102,375
雑費 (弁当代等)		52,798
2. 管理費		
広報費 (ホームページ制作費)		197,400
通信費		145,770
印刷製本費		199,500
雑費		12,820
備品消耗品費		73,087
年会費誤入金返金		7,000
記録 DVD 製作費		7,790
3. その他		
予備費 (次期繰越金)		1,687,242
当期支出合計		1,687,242
		3,525,396

2010年度予算案 (自2010年4月1日至2011年3月31日)

科目	金額 (単位:円)	
I 収入の部		
1. 会費収入		
入会金	3,000 × 20	60,000
年会費	正会員 7,000 × 190	1,330,000
	学生会員 3,000 × 10	30,000
	購読会員 6,000 × 3	18,000
	賛助会員 50,000 × 3	150,000
		1,528,000
2. 事業収入		
学会事業収入 (予稿集売上)	3,000 × 150	450,000
3. 雑収入		
受取利息		500
当期収入合計		2,038,500
前期繰越金		2,099,041
収入合計		4,137,541
II 支出の部		
1. 事業費		1,000,000
2. 管理費		
事務局委託費	31,500 (税込) × 12ヶ月 (通信費年5回まで含む)	378,000
印刷製本費	ニュースレター99,750 × 3回	299,250
ホームページ制作費		500,000
備品・消耗品費		50,000
雑費		5,000
3. 突発災害活動費		200,000
4. 学会誌作成費		350,000
当期支出小計		2,782,250
予備費 (次期繰越)		1,355,291
支出合計		4,137,541

検証再点検し課題を深化

地域の復興力引き出す



阪神・淡路大震災から15年が過ぎた。

15年の節目に当たって経験と教訓を次世代に、また世界に発信しようということが、例年にまして強調されていたようにみえる。それに異論はない。

この15年間に、私たちが教訓と思っていたものを再点検し、時代の潮流と突き合わせて、さらに深く考えなければいけないことがたくさんあるのだ。

第1に掲げたいのは、震災によって起こったさまざまな課題が、課題ごとに独立して一別のいい方をすれば孤立して一存在するのではなく、それは時代の潮流ともいうべき背景と密接にからんで問題を複雑にしていることが明確になってきたことだ。

少子・高齢化の問題、経済格差の問題、地球温暖化の問題、そして新型インフルエンザをはじめとする多様なリスクなど、私たちが向き合っていかなければならない課題が次々とその姿を大きくしている。

それだけではなく私たちが進むべき方向として市民と行政、NPOやボランティアが連携していく市民協働

社会の創造や、安心や心の豊かさをめざす安心共生社会づくりなどへの道筋もおぼろげながらではあるが見えてきた。

震災の課題をこうした社会の流れや進路の中で洗い直すと、これまで気づかなかったことも見えてくる。また、災害が地域に根ざす問題を10年も20年も前倒しにして人々を襲うといわれた意味もよく理解できる。

さらに当初からあったにもかかわらず、不覚にも気づかなかった問題もくっきりと存在を示している。

少し具体的に述べてみよう。

まず最初にいいたいのは、被災した個人と地域の復興をどう位置付けるかだ。支援のメニューは個人に着目したものがほとんどだ。その一方で、地域のにぎわいや地域の力がいつまでも戻らないという現実がある。

商店街を例にとると、商店街が空き店舗の“行列”になっているのは、地震の影響ばかりでなく、地震前からの構造的な課題と絡み合っているからだ。商店街や地域の中小企業に元気になってもらうのにどうしたらいいのか。そこでは地震

の影響と構造的課題の両方を解決する方策を考えなければいけない。

高齢者の一人ぐらしや高齢者福祉の充実が叫ばれ、自治体もずい分、新しい対応策を導入した。しかしそれによって高齢化の波が止まるわけではなく、ますます進展し、新たな課題も生まれている。もっと新しい視点からの高齢福祉策が求められているのだ。

よいことも起こっている。

災害復旧と復興について阪神・淡路の経験が中越地震の被災地に伝えられ、阪神の失敗を繰り返さないよう知恵がバトンリレーされた。中越からは能登半島地震の被災地と被災者につながった。能登半島と鳥取県西部地震の被災地が交流を深めている。

同じ苦しみをさせたくないという思いが人々を被災地に駆り立てるのだ。そのエネルギーは国内だけでなく、台湾、中国・四川大地震へと広がった。他の被災地に行き、違った価値観を知ることにより伝承すべきものにいつそう磨きがかかり、災害から復興にいたるプロセスにパラエティと普遍性が獲得されつつあるのだ。

室崎 益輝
(本学会会長、関西学院大学教授)



災害復興基本法試案

地域の復興力引き出す

「災害復興基本法」の原案を創り上げること。期限は5年。阪神・淡路大震災からちょうど10年の節目となる2005年1月17日に、人文・社会科学を中心とする全国唯一の復興制度の研究拠点/関西学院大学災害復興制度研究所が立ち上げられ、自らに課した課題であった。

それから5年。紆余曲折を経たものの、公約どおり災害復興基本法案をまとめることができた。ここでは、その内容を簡単に紹介したい(紙面の都合上、条文は掲載できない。研究所のホームページをご覧ください)。

災害復興については、その定義もなく、制度もなく、法律もない。そもそもこれらの基礎・源泉となるべき災害復興のあり方に関する理念自体が共有されていない。様々な問題の根元に、復興理念の忘却や錯綜が存在することが確認された。災害復興基本法の役割は、

災害復興の基本理念を明らかにするところにある。

では、何のために災害復興があるのか。それは人間である。「人間の復興」を標榜し、地域と社会のあり方を考えていくのが基本的発想である。基本法では、まず、復興の主体が被災者であることを宣言し、その人権を保障するとともに、復興のあり方の決定権があることを明確にした(3条、4条)。そして、復興すべき対象には、生活や文化も含めた有形無形の全てのものを入れた(2条)。

こうした基本的姿勢から基本法の目的は「自然災害によって失ったものを再生するにとどまらず、人間の尊厳と生存基盤を確保し、被災地の社会機能を再生、活性化させるところにある」という考え方が自然に導かれた(1条)。

自助、公助、共助、互助の観点から、被災者の自律的決定権(4条)、地方自治(5条)、ボランティア(6

条)、コミュニティ(7条)の重要性を強調している。国ではなく、被災した地域にこそイニシアチブが認められるべきである。ボランティアには自立的活動が期待され、その活動が支援されるべきである。

現代災害においては医・職・住・習は絶対に不可欠である。基本法は、平時からの医療・福祉の充実(9条)、経済・職業対策(10条)、住まいの選択権(8条)、そして復興文化の継承と教育(17条)の必要性を明らかにした。

復興の手続は、被災者本意であるべきで、分かりやすく、透明性を確保すべきであり、少数者への配慮も肝要である(11条)。復興の民主主義を支える情報提供の確保も重要視している(12条)。

復興計画等の諸施策には、地域性等が考慮されるべきであり(13条)、防災対策等との一体性、平時施策との連続性、そして施策の多様性が確保されなければならない(14条)。

もとより原案は、荒削りの叩き台である。これを基に議論の深化を期待したい。そして次の大災害の到来までに、人間復興の理念が社会の共通認識となることを願っている。数多くの意見と批判を乞う。

津久井進 (弁護士・兵庫県弁護士会災害復興等支援委員会委員長)



復興基本法試案を発表する公開研究会=西宮市の関西学院大学で(上写真)。発表する津久井氏(左上写真)。

15年たった被災地

高齢化の更なる進展と災害障害者



少しずつであったとしても、復興は前へ進むものだと思っていた。だけど、時が流れるにつれ、むしろ被害が広がっていた。復興住宅に住む独り暮らしの高齢者と、震災で後遺症が残った人に注目した。

「生きてゆくのがつらい」これまで気丈にしてきた女性の気持ちに限界をもたらしたのは健康不安だ。倒れてから、思うように動けない。周りも高齢化し、住民同士の食事会も今はない。

避難所、仮設住宅を経て、復興住宅へ。そのたびに人や地域とのつながりを失った孤独な高齢者に対して、行政は「見守り」をしているが、対象人数があまりに多く、手は回りきらない。

こころの隙間を埋めるボランティアたちも岐路にたつ。人と人をつなぐ「ふれあい喫茶」。「ひとりではないよ」を伝える戸別訪問……。なんとか活動を続けるが、資金面や後継者難の悩みを抱える。兵庫区の「ふれあい喫茶」が15年の節目に閉店した。毎回30人が集う場だった。

復興住宅の高齢化率は極めて高く、入居者にしめる65歳以上の割合は50.8%。神戸市営住宅全体の高齢化率38.5%をはるかに上回る。住宅の自主運営も難し



高齢化の進む復興住宅 = 神戸市中央区の HAT 神戸で

くなり、解散する自治会も増えてきた。

復興住宅に必要なのは若い力。例えば大学生の下宿先として復興住宅を使ってもらうなど、大胆な発想があってもいいと思う。「お元気ですか」と声をかけながら自治会費を集める若者の姿は、復興住宅に生気を吹き込むことだろう。

震災で障害を負った人たちにとって、大きな動きがあった。「震災障害者の人数は少なくとも183人」震災15年を前に神戸市が発表したのだ。これまで、震災に関するどんな統計にもその項目はなかった。何人に後遺症が残り、いまどうしているのか。実情把握への第一歩だ。

震災時点ではわからないこととはいえ、あまりに時が経ちすぎている。行政もマスコミも、社会が見過ぎていた問題だ。

当事者は「見捨てられた」

気持ちだったという。「命があっただけまし」と言われたこともある。悔しい思いは増していった。

神戸市に続き、県も実態調査にのりだすことを決め、防災担当相も国として前向きに取り組む考えを示した。

室崎益輝本学会会長はこう指摘する。「どの社会にも、孤独な高齢者も障害者も存在する。しかし、震災に起因する場合、家も仕事も家族も失う“悲しみの連鎖”の中で寂しさや苦しみを負う。まわりがそのことを理解することが大切。今後、過ちを繰り返さないようなシステムづくりも必要だ」。

独居高齢者、震災障害者。被災者たちの心の傷は深まっていた。まだ？と聞かれるけど、震災は終わらない。取り組まなければならない問題は、これからも新たに見えてくるだろう。

魚住由紀 (MBSラジオ「ネットワーク1・17」パーソナリティ)

15年目の被災地を訪ねて

蘆原千晶（中日新聞・東京新聞京都支局記者）



「あの時は生きていくことで必死でしたなあ」「ほんまに。うちは息子がケガして物も言えんくなって」

「ひょうご福祉ネットワーク」(神戸市)では今も、月に一度「被災者懇談会」(=写真)が開かれ、雑居ビルの一室に十人ほどのお年寄りが集まる。ここでは15年前の阪神・淡路大震災の話がつい先日のことのように語られる。「地元から離れた復興住宅に入れられたせいで、話せるのはここだけ」「近所の人とあいさつはできて震災の話はでけへんよ」。それぞれに思いを吐き出し、ホッ。翌月の再会を約束し、笑顔で帰って行く。

「被災者」という言葉が似合わなくなった神戸。すっかり復興したように見える街で、今ももがく人々の声に耳を傾けたいと懇談会に通った。実は私は中日新聞・京都支局の記者。京都は、東海、北陸、関東で発行している弊社の最西の取材基地にあたり、支局

長の許しを得て毎月出張した。発行エリアは東海、東南海地震で大きな打撃を受ける地域と重なる。今の神戸を伝えることで、読者が来るべき大地震に物心両面で備えるきっかけにしてくれれば一との思いからだ。

取材する中で、震災で住まいや職を失い、生活を立て直せていない人々が今もこれほど多いのかと驚いた。多くは高齢者で災害援護資金を借り入れており、生活保護ギリギリの収入から月千円の少額返還を続ける。いまだ償還できていない人は1万4千人以上。「地震で死んだ人が一番かわいそうだが、せつかく生き残ったのに、15年たって救いの手がさしのべられない人も本当にかわいそうだ」。同ネットワークの大橋豊さんの言葉が胸にしみた。神戸で苦しむ人々を救済する知恵はないものか……。

ただ、その意味で震災後、被災者生活再建支援法が成

立・改善され、より良い救済メニューができて良かった、としみじみ思った。また、まだまだ不十分な制度を次の被災者のためにさらに充実させる必要があるとも。関係者の叡智が詰まった「災害復興基本法・第一次試案」が発表されたことは素晴らしいと思う。

あれから15年。昨秋は「関西大震災」と誤記する人にも出会ってしまった。娘の死をやっと直視できるようになった男性、父親を奪った震災について勉強し続ける女子高生……と、遺族の声は年月を経てなお生々しいが、記憶や教訓の風化は確実に進んでいる。発行エリア外の神戸の話を弊紙でどう伝えていくか。正直とても難しく、悩ましい。けれど震災16、17、20年以降もどこにいても一記者としてかかわりたい。

最後に、あの日亡くなった神戸大時代の後輩、森渉君のことについても記したい。彼は当時大学四年生で、読売新聞社の記者職に内定していた。正義感や熱い思いを秘めつつ、いつも穏やか。誰からも好かれていた。その死がショックで、震災直後はボランティアに没頭した。彼の分も頑張りたい、あんな風に大切な人を失いたくない—その思いが、神戸や防災報道に携わる私の原点になっている。

いま 若い人に 勧めたい 災害本

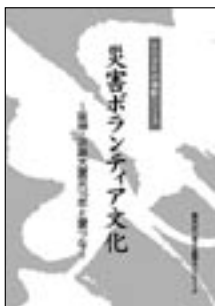
池田 啓一（都市生活コミュニティセンター）



①『災害からの暮らし再生』著者/山中茂樹 岩波ブックレット No.776 2010年



②『住宅復興とコミュニティ』著者/塩崎賢明 日本経済評論社 2009年



③『災害ボランティア文化』編集・発行/震災がつなぐ全国ネットワークブックレット 2010年



④『世界と日本の災害復興ガイド』著者/兵庫県震災復興研究センターほか クリエイツかもがわ 2009年



⑤『自然災害と復興支援』編著/林勲男 みんなく実践人類学シリーズ9 明石書店 2010年

阪神・淡路大震災から15年。今春の大学新入生も大半は当時2～4歳だった。若い人々の「学び」に役立てるため、ここ一年あまりの間に出版された五冊の本をご紹介します。

①『**災害からの暮らし再生**』の著者は憤っている。生活保護の制度をもつこのクニで、なぜ国家は、ひとこと「被災者の生存権（暮らし）を保障する」と言えないのか？まるで政官学をあげての「国体護持」ではないか。これに対し著者は「人間復興」を旗印に闘いを挑む。可能な限り住み慣れた場所で最低限の衣食住（医職住）を保障する仕組みを社会が開発しなければ

ならないと説く。そのためには「私たち市民がしっかりと発言し、議論し、専門家といわれる人たちの手から、私たちの運命を取り戻す」ことが必要だとされ、市民主権こそ肝心なのだと結ばれている。

②『**住宅復興とコミュニティ**』は建築系の専門家による書物だが、特段の専門知識なしに読める良書だ。復興プロセスのなかで専門家として市民と直接かわってきた、その経験の貴重な記録である。人々は法制度がないために苦しむ。逆に同じ人々が法制度が足かせとなって困り果てている。そうした市民が、住まいの復興をめぐる文字通り

右往左往させられるありさまが浮かび上がってくる。

さて、被災者ではない市民にとっても災害は他人事ではないはずだ。しかし③『**災害ボランティア文化**』が指摘するように、15年前、「2ヶ月で延べ100万人を超えるボランティア」が駆けつけ、「そのうち、はじめてボランティアをするという人が6割から7割もいたという事実」は、やはり「今でも驚くべきことだ」。同書は、この15年間に文化として定着したかにも見える災害ボランティアをあらためて問い直すという意図で編まれている。過去に満足せず、前進しようという熱い思いが随所に現れ

ているので、経験者だけでなく、「入門」を考えている人にも刺激となるだろう。

国や地域が異なれば、災害の様相も異なる。復興の道筋も一様ではない。④『**世界と日本の災害復興ガイド**』にはコンパクトな事典として手元に置く価値がある。前半部では、93年の奥尻島津波災害から、08年の中国・四川大地震、岩手・宮城内陸地震にいたる16の災害が取り上げられている。執筆陣も、研究者、ジャーナリスト、NPOスタッフなど多彩だ。後半部では、来たるべき大災害への提言集として、解決すべき20の論点が提示されている。巻末資料も力作だ。

最後にボリュームのある専門書を紹介しよう。⑤『**自然災害と復興支援**』は04年のインド洋津波災害をテーマした共同研究の論文集である。巨大津波はインド洋ほぼ全域の途上国・新興国を襲った。対する国際支援も、「援助競争」の果てに、一部では「第二の津波」と揶揄されるほどであったという。コミュニティの外部からの支援とはどうあるべきなのか、という③の意識と通じる問題群が、この⑤ではフィールドワークにもとづく人類学的手法を用いて国際的なスケールで検証されている。興味ある読者は、ぜひ個々の所収論文に直接あたって頂きたい。

学会誌第1号を刊行

表紙デザインも公募で決定



学会誌第1号が2009年度末に刊行されることになった。第1号は経費の関係もあって、学術情報の「日本災害復興学会誌 No.1-A」(前半部分)は紙ベースで刊行し、学術論文集の「日本災害復興学会誌 No.1-B」(後半部分)は電子ジャーナルとして学会ホームページに掲載する。

「学会誌 No.1-A」は約60頁、会長、副会長の挨拶、各委員会・研究会の報告、1月10日、11日に関西学院大学で開催された全国被災地交流集会や研究発表の概要が収録されている。

「学会誌 No.1-B」には、論説2編、研究報告、調査報告各1編が掲載される。

また、公募した表紙デザ

インについては、最終選考に残った2編を理事会で投票した結果、B案が選ばれた。A案を支持する声も強かったことから、こちらは2010年度大会の予稿集表紙に使われる。

表紙デザインの当選者には会費の一年間免除(会員の場か、賞金1万円(会員外)の贈呈が応募時に示されていたが、両者とも辞退された。また、当選者は匿名を希望されているため、公表を見送った。

編集後記

多くの人の人生を一瞬に変えたあの日から、15年が過ぎた。まだ、なのか、もう、なのか。今も自問自答する◆各地で「風化」を防ごうという試みが繰り返

講演論文集広告掲載基準

お申し込みいただく場合には、下記事項についてご留意願います。

(1) 掲載面のご希望が重なる場合には、会員優先、先着順とさせていただきます。

(2) 非会員の機関等の広告掲載希望も受け付けますが、掲載可否については学会事務局で審査させていただきます。この機会に入会をご検討いただくようお願いいたします。

(3) 学会大会開催にあたり協力いただいた機関については、非会員でも会員扱いにて広告掲載していただく場合がございますので、その旨ご相談ください。

(4) 原稿については、それぞれの機関でご用意ください。

(5) 宗教活動・政治活動に関わる内容の宣伝は硬くお断りいたします。

掲載面	サイズ	賛助会員	非会員
表紙の裏	1頁	30,000円	50,000円
裏表紙	1頁	30,000円	50,000円
裏表紙の裏	1頁	20,000円	30,000円
その他	1頁	10,000円	20,000円
その他	1/2頁	無料	10,000円

られ、新聞は大々的に紙面展開し、テレビも大量の特集番組を組んだ。その内部にいて大騒ぎぶりを見ると、逆に来年以降の取り組みが大幅に縮小されるのではないかと危惧するのは筆者だけだろうか◆マスコミの

世界に身を置きながら、65年間伝え続けている「ヒロシマ」の大いなるマンネリズムを羨ましく思う。わずか15年で、こんな心配をしなければならないとは。いま一度、原点に戻らなければならない。(y)

※学会現況(2010年2月25日)
現在の会員 284
正会員 261・学生会員 13
購読会員 4・賛助会員 6

日本災害復興学会ニュースレター Vol.6 発行人 室崎 益輝 発行日 2010年3月23日
〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号 関西学院大学災害復興制度研究所気付
TEL: 0798-54-6996 FAX: 0798-54-6997 ホームページ: <http://www.f-gakkai.net/>